

第9回教育委員会

平成29年3月30日
午前10時
本庁舎屋上会議室

議案

議案第68号

大阪市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 68 号

大阪市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市学校給食の実施に関する規則（平成 26 年大阪市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」を「大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

大阪市学校給食の実施に関する規則（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市学校給食の実施及び学校給食費**等**の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号。以下「条例」という。）の規定に基づき、学校給食の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

大阪市学校給食の実施に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

引用条例の名称を改める。(第1条)

3 施行期日

平成29年4月1日